

第8回教育委員会会議

1 日時 令和2年7月14日 火曜日 午後3時30分～午後4時25分

2 場所 大阪市役所屋上会議室

3 出席者

山本 晋次	教育長
森末 尚孝	教育長職務代理者
平井 正朗	教育長職務代理者
巽 樹理	委員
大竹 伸一	委員
栗林 澄夫	委員
多田 勝哉	教育次長
山口 照美	生野区担当教育次長
大継 章嘉	教育監
金谷 一郎	顧問
川阪 明	総務部長
村川 智和	総務課長
江野 一	I C T 推進担当部長
中野下 豪紀	I C T 推進担当課長
渡瀬 剛行	指導部長
飯田 明子	第3教育ブロック担当部長
盛岡 栄市	学校教育推進担当部長
福山 英利	首席指導主事
古田 晃久	首席指導主事
藤巻 幸嗣	教務部長
松井 良浩	教職員サービス・監察担当課長
三木 信夫	生涯学習部長

大多 一史 生涯学習担当課長
川本 祥生 政策推進担当部長
松浦 令 教育政策課長
有上 裕美 教育政策課長代理
ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に大竹委員を指名
- (3) 案件

議案第57号	令和2年度大阪市中学校3年生統一テストの実施について
議案第58号	大阪市社会教育委員の委嘱について
議案第59号	職員の人事について
議案第60号	職員の人事について
報告第30号	職員の人事について
協議題第14号	いじめ防止に関する取組について
協議題第15号	学習者用端末の整備について

なお、議案第60号、協議題第14号及び第15号については会議規則第6条第1項第5号に該当することにより、議案第59号については会議規則第6条第1項第2号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第57号「令和2年度大阪市中学校3年生統一テストの実施について」を上程。

渡瀬指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

今年度の大阪市中学校3年生統一テストの実施に向け、国や大阪府の動向を見ながら検討してきたが、今年度は中止としたい。

本テストの経緯について、本テストは、平成28年度大阪府公立高等学校入学者選抜より調査書の評定に目標に準拠した評価、いわゆる絶対評価が導入されたことを受け、中学3年生の学習内容を含む大阪市統一のテストの結果を個々の生徒の評定の妥当性の検証に

活用し、評定の公平性を担保することを目的として、平成27年度より本テストを実施してきた。

現在、新型コロナウイルス感染症の状況下において、本テストを実施することとした場合、教育課程が密となり、生徒の精神的な負担が懸念されるとともに、中学3年生の学習内容を統一テストのテスト範囲に十分に含むことが困難な状況となると考えられること、また、今後、再び感染が広がる場合、市内各校がそれぞれの状況に応じて臨時休業となる可能性もあり、同一日に本テストが実施できないといった状況になることも考えられること、さらに高等学校入学者選抜が当初の予定どおり実施されることも決定され、中学3年生の授業時数確保が最優先とされることから、本テストを中止したい。

なお、評定の公平性については、令和2年6月26日、大阪府教育委員会より通知があった大阪府統一ルールにより、大阪府全体の状況に照らし、評定が適切であるかどうかを確認することで担保される。

また、10月に実施予定であった中学3年生対象の英語力調査についても、同様の状況を踏まえて中止としたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】　今回は中学2年のときの評価をもって判断するということなのですが、例えば中2と中3で評定分布が大きくは変わってこないということが前提としてあるのかどうかをお聞かせ願えますか。

【渡瀬指導部長】　2年生の評定の分布と3年生の評定の分布は大きく変わることはないのですが、やはり3年生になって頑張る生徒もおりますので、上昇傾向にある学校も出てまいります。したがって府教委の方で、例年であれば、評定の平均のプラスマイナス0.3という範囲としておりますのを、今回は2年生から3年生にかけて成績が上昇することもあるということで、過去の事例から分析して勘案し、プラスマイナス0.5の範囲としておりますので、上昇しても対応できるものと考えております。

【大竹委員】　今回の検証は、過去の2年生のときと3年生のときの分布を見て、2年生のときの判定を使っても3年生の評定には十分公平性は担保できるというような検証がされているという理解でよろしいですか。

【渡瀬指導部長】　今おっしゃっていただいたように、府教委でその分析をした結果、プラスマイナス0.5であれば、その範囲内に収まるという分析をした結果と考えておりま

す。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第30号「職員の人事について」を上程。

川阪総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

区役所の職員が兼務している総務部教育政策課担当係長の人事及び学校運営支援センター担当係長の人事である。全市における人事異動日程に合わせ、大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1項に基づき、教育長による急施専決処分を行ったので、同条第2項により、本日も報告するものである。

生野区の教育行政を着実に推進するため、教育政策課担当係長を兼務する職員を1名増員することとして、生野区役所地域まちづくり課担当係長である竹中一郎を充てることとした。

児童・生徒1人1台の学習用端末配備を前倒しで実施するため、教育ICTの環境整備を行う担当係長ポストを学校運営支援センターに新たに設置することとし、学校運営支援センター学務担当勤務であった城井聡を昇任の上、充てることとした。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第58号「大阪市社会教育委員の委嘱について」を上程。

三木生涯学習部長からの説明要旨は次のとおりである。

社会教育委員は、社会教育法及び大阪市社会教育委員条例に基づき、社会教育に関する諸計画の立案、教育委員会の諮問に応じ意見を具申する等の職務を行うために設置されているものであり、社会教育関係団体の代表や学識経験者等により構成されている。

任期満了に伴い、令和2年7月26日付で1名の委員について新規委嘱、6名の委員について再委嘱をしたい。新規委員1名について、大阪市体育厚生協会からの推薦により、前副会長、辻本邦廣氏の後任として、副会長、中農勝己氏を委嘱したい。再委嘱6名について、大阪大学大学院人間科学研究科教授の高田一宏氏、大阪教育大学教育学部教授の出相泰裕氏、甲南女子大学国際学部教授の野崎志帆氏、大阪市地域女性団体協議会会長の前

田葉子氏、大阪市PTA協議会会長の宮本隆司氏、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社政策研究事業本部主席研究員の善積康子氏は、第1期目の任期満了であるが、大阪市社会教育委員条例第4条に基づき、再委嘱してまいりたい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第14号「いじめ防止に関する取組について」を上程。

飯田第3教育ブロック担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

平成30年1月に起こった中学1年生男子生徒の自死事案に関する第三者委員会の調査報告書を受けてからの教育委員会事務局の主な対応、調査報告書で示された提言も含め、当該中学校が事案発生後から今日まで取り組んできた内容について、ご説明申し上げます。

これまでの経過について、第三者委員会が平成30年5月に設置され、その調査報告書が今年3月に提出され、その中で、心理的苦痛を惹起すべき事情と自死との間の因果関係が認められるとされたところである。また、第三者委員会の調査期間中にも令和元年度に小学校5年生の女子児童が自死する事案が発生し、さらに当時小学校2年生の女子児童がいじめを原因として不登校になった事案について、いじめによる重大事態として対応をしているところである。これらの事案については、調査報告書の教訓と提言にもあるように、「大阪市いじめ対策基本方針」の内容を教職員一人一人が十分に理解することが、事務局として徹底できていなかったということが大きな課題の1つであったと捉えており、報告書受領後、全教職員が確実に「大阪市いじめ対策基本方針」をしっかりと理解し、いじめに対して個人の尊厳を守ることを最優先として対応することを徹底するため、どのような取組をしていくかということを検討してきている。

次に、当該生徒の保護者の心情に寄り添い、保護者の要望や意向等を十分に受け止め尊重するために、保護者へ報告書に対する考え方をご説明し、今後の取組をお伝えしている。

また、保護者から、「小学校でのことが知りたい」というご意向があったので、小学校6年生当時の担任及び校長との面談を設定し、小学校から中学校への引継ぎや連携方法等をご説明し、一定のご理解をいただいた。

次に、調査結果に関わる検証について、調査報告書において指摘を受けた問題点や提言を検証し、当時の学校の対応について、事案発生当時の当該校長からの聞き取りを通して、経過や経緯の確認を行ったところであるが、これら検証結果における問題点や課題から、

今後、非違行為の可能性が疑われる事象について、さらに調査や確認を進めていくこととしている。

当该校においては事案発生の次年度4月に新たに着任した校長の下で様々な取組を行ってきている。まず当该校では、学校いじめ防止基本方針の基本理念に、大阪市の基本方針の重要な視座である個人の尊厳を明記し、毎年、年度当初に異動してきた教職員も含めて、一人一人が学校いじめ防止基本方針の内容を再確認し、学校の実情に合わせて必要箇所の改定を行っており、学校基本方針を形骸化させず、全教職員でいじめを防止するための拠り所として意識づけを図っている。次に、教職員研修において、いじめの定義を正しく捉え、「大阪市いじめ対策基本方針」の理解を徹底するためにも、講義形式のみならずロールプレイングの手法も取り入れながら、思春期の生徒の心理等や一切の暴力行為は許されないことなども研修で学びながら、本事案の経過や教訓を教職員間で継承しているところである。また、文部科学省の方針に基づき、いじめの行為が一旦止まっているような事案であっても、経過観察を3か月継続して行うことを重視して取組を行っている。さらに、事案発生時からの対応の流れを明確に示したフローチャートを作成して、可視化することで、組織を活かした、複数の教職員による迅速で適切な対応ができるようにしている。また、本事案では、小学校の引継ぎに関する申し送り事項が教職員間で共有されていなかったということが保護者の不信感を生む原因の1つにもなっているところであり、当该校では現在、小学校からの申し送り事項は必ず対策委員会や職員会議で共有する、そして管理職まで報告するというようにしている。また、調査報告書でも指摘されていた紙媒体のデータや資料の管理についても、担当者や場所を決めて、一括管理をすることになっている。さらに、生徒に対する取組ということで、1年間を通して、校長が全校集会でいじめや命の大切さをテーマに講話を行い、その後、各学年や学級で生徒自らが内容を振り返り、いじめや命の大切さに気づき、お互いの思いや考えを話し合うような具体的な取組を実践している。生徒会が主体的にメッセージを発信するような取組も行っているところであるが、今後はPTAの人権委員会とも連携して、保護者との連携した取組を行って、学校総体でいじめの防止に取り組んでいこうと考えているところである。

盛岡学校教育推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

私のほうからは、第三者委員会から教育委員会に対しての提言を受けて取り組んでいる内容について、ご説明申しあげる。4点について第三者委員会から提言を受けており、こ

の間、何度かご指摘を受けていることであるが、今回も「大阪市いじめ対策基本方針」の内容を教職員一人一人が十分に理解することを事務局として徹底できなかったことが大きな課題の1つであると捉えている。

そこで、今回は管理職のみならず教職員一人一人が確実に「大阪市いじめ対策基本方針」をしっかりと理解した上で、いじめに対して教育的配慮の下に事実解明もそこそこに幕引きを図ること、あるいは個人情報保護を理由に調査や情報提供、説明が不十分になることがないように、個人の尊厳を守ることを最優先とした対応を徹底するため、4点の取組を実施してまいりたい。

1点目について、7月6日に渡瀬指導部長による訓示の動画を各学校に配信した。約10分の映像で、いじめによる重大事態が複数件発生したことを受けた訓示を職員会議等で放映し、教職員全体で視聴することとしている。この指導部長による訓示を受け、2点目について、「大阪市いじめ対策基本方針」に関するeラーニングを配信して、夏季休業期間が終了するまでに全教職員がeラーニングによる研修を実施することで、「大阪市いじめ対策基本方針」の内容をしっかりと理解するように進めていきたい。また、8月上旬には、教職員一人一人がこれまでの自身のいじめ対応について振り返るためのアンケートを配信して、自身のいじめ対応についての振り返りを行い、アンケートにより点検をするとともに、教職員のいじめ対策基本方針に対する理解度など、いじめ指導に関わる教員の現状を事務局として把握してまいります。さらに3点目について、eラーニングの最終ページには、事務局が作成した各校における「いじめ防止基本方針」の内容を確認するためのチェックシートを添付しており、本チェックシートを活用して、学校いじめ防止基本方針の内容が本市対策基本方針の内容を適切に踏まえたものになっているのかどうか、校長をリーダーとするいじめ対策委員会が点検を行い、改訂や修正が必要な場合については速やかに行うものとしている。4点目について、各校で確認された学校いじめ防止基本方針の内容は、さらに各ブロックの担当指導主事が学校訪問する際に確認を行うこととし、改めて、改訂や修正が必要な場合は指導助言し、後日、その内容を確認することとしている。

これらの取組を通して、全教職員が「大阪市いじめ対策基本方針」をしっかりと理解した上で、いじめについて対応を行えるように取り組んでまいりたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 2点あります。まず、学校いじめ防止基本方針というものと、大本の「大

阪市いじめ対策基本方針」がありますとなっており、それが食い違っているところがあるというように書かれています。この両者の関係は、当然に、大阪市基本方針が主で、各学校のほうに従だと思いますが、学校いじめ防止基本方針はどのように書くのかイメージが湧かないので、教えていただけますか。

【飯田第3教育ブロック担当部長】 もともと国の法律ができた際に、先に学校の方針を策定しておりまして、その後大阪市の基本方針ができたということでございます。そのときに、教育委員会からしっかりとその内容を教職員に周知するとともに、その内容をしっかり取り組んでくださいということで周知をしております。大阪市の基本方針の中には、学校の基本方針には市の方針を添付することが書かれていますが、その部分がこの学校ではきちんと守られていなかったというところがありました。また、大阪市の基本方針の方にも、学校いじめ防止基本方針には大阪市の基本方針と同じことを書く必要はないということが明記されておりますので、各学校の実情に応じた形で、組織をどうするかといったようなことや、基本的な考え方などを書いていくということになると思います。

【盛岡学校教育推進担当部長】 国の方針を基に、先に学校の基本方針ができたという経緯がありまして、大阪市のいじめ基本方針がその次の年にできておりますので、先につくった学校の方針を市の方針に照らし合わせて見直しをしないとイケなかったのですが、それが不十分であるということが見受けられます。大阪市の基本方針があって、それを補完するのが学校の基本方針であって、学校の基本方針では、例えばいじめ対策委員会のメンバーや、あるいはいじめを考える日の設定、あるいはいじめアンケートの在り方など、学校によって差が生じるようなものを定めるということを周知徹底して、大阪市の基本方針を補完するという形で、見直しを行ってほしいということで各学校に依頼しています。

【森末委員】 わかりました。いずれにしても、大阪市の基本方針が主であることは間違いないので、両者について教職員が肝に銘じるということを徹底する必要があるのですね。もちろん内容がバッティングしているところは修正しなければなりません。補完する関係ということで整理していただければと思います。

2点目は、「いじめを限定的に解釈し」というところについて、これは大阪に限らず全てのいじめの一番の問題だと思うので、いじめかどうか分からないということであっても必ず報告するというような、風通しのいい組織をつくっていただくことが大切だと思いますので、事務局の方でも徹底してやっていただきたいと思います。報告される事案が増えれば、事務的にしんどいということはあるとは思いますが、とにかく事務局でもバックアッ

プするという姿勢を示してほしいと思います。いじめと思われる事案でも、結果としていじめではなかったら、それはそれでよかったということでもいいと思うので、本当に徹底してやっていただきたいと思います。とにかく身構えて報告しないということが大きな問題だと思しますので、徹底してやっていただきたいです。

【平井委員】 いじめに対する指導は各学校でやっていると思うのですが、今回のコロナの影響を受けて、長期休暇で居場所がなくなる子どもがいます。ずっと家にいることになり、学校に来られないので、先生と生徒の関係性が切れてしまうということがありますし、長い休みになっていて先生が生徒と接触できない状況で、生徒の心理状況が変わっていくということもあると思いますので、その対応をしっかり考えてほしいと思います。

それからもう1つ、教員が指導していくなかで特に新任の教員には、初期対応のやり方をうまく浸透させるということがとても大切だと思います。その浸透度合いをカリキュラムマネジメントの中で校長先生にしっかり見てもらうというような取組をしていただきたいと思います。また、いじめの定義もいろいろあると思いますが、市独自で作った学校安心ルールがありますので、学校で曲解されたり、あるいは使われてなかったりということがないように、適切な相互理解をお願いしたいと思います。

【巽委員】 子どもが持ち帰ってくるものを見ていて、いじめのアンケート調査や、暴力とか体罰問題のアンケートなど、定期的な調査に積極的に取り組んでもらっていて、学校側としてすごく親身に見ていただいているという印象を持っています。私からは、先ほど森末先生が、いじめの兆候などがあれば、すぐに報告し共有してほしいということをおっしゃっていましたが、それに加えて、保護者としても学校任せではなくて、少しでも早い段階で、子どもの様子が少しおかしいとか、学校でこういうことが見られたということについて、学校と保護者で小まめに報告しあって、情報共有してほしいと思います。家庭内でも会話の中でうまく誘導して聞き出したいと思えますし、いろいろ支援もしていきたいと思しますので、併せて保護者とのこまめな情報共有を徹底してほしいと思います。

【栗林委員】 事務職ではよく報連相とあって、お互い共通の情報認識を持つために連絡し合うということが大事だということが言われているのですが、教員の世界では必ずしもそういうことがなかなか徹底されていなくてということがありますので、そこを注意していかなければならないと思います。第三者委員会から教育委員会に提言をいただき、eラーニングで、一種の研修形式で共通の認識を持ってもらうように努めているという説明でしたが、そのときのeラーニングというのはどういう形でやっておられるのか教えていただ

けますでしょうか。オンデマンド形式なのでしょうか。

【盛岡学校教育推進担当部長】 これまでは学校現場の全教職員を対象にいじめの対応についてのeラーニングをしたというケースがなくて、おそらく初めてかなと思うのですが、今回は私どもの作ったものを校務支援パソコンで全教職員に見ていただくという形で進めたいと思っております。ページ数が十二、三ページであることから、本市いじめ対策基本方針を精読のうえ、本市方針の要点、一番伝えたいところを簡潔に示して、教職員にしっかりと理解してもらえるような形で進めたいと思っております。

【栗林委員】 そうすると、基本的にはオンデマンドということになると思うのですが、その場合には、教員が全員同じようにその研修を受けられたというチェックが大事だと思います。今後、ぜひ点検をしっかりとやっていただけるとありがたいと思います。

【大竹委員】 よく企業でも企業理念やいろんなことを浸透させるためにeラーニングをやるのですが、eラーニングというのはやっぱり限界があって、頭の上では覚えていても、それがすぐ行動に出るかということ、なかなか行動に出ないということがあります。それを補完するために、ある1つのテーマについて、教員同士の中で話し合いの場を設け、自分の意見として話をし、それから相手の意見も聞いて、それについてどう思うかを議論する、というような双方向でのやり取りをすれば、ある程度、自分の身についてくると思います。eラーニングは、それはそれでチェックすることは最低限必要だと思いますが、eラーニングをしていたらそれで終わりではなくて、ケーススタディーという形で、教職員の間でディスカッションしてもらって、我々だったらどうするだろうかというようなことを、ロールプレイも含めてやってもらえたらと思います。ぜひ実地に役立つような、体験型のようなものをしていただければありがたいと思います。

【山本教育長】 様々なご意見、ご提言をいただきました。今後、いろんな形でいじめに対する対応を考えていく必要があると思います。まずは直近の第三者委員会の提言を踏まえた取組をしっかりと展開していただき、平井先生からご意見いただきましたように、学校安心ルールのしっかりとした共通認識の徹底も含めて、日常的に学校現場で子どもを守る取組や、学校の中での危機管理の対応を各学校がスムーズにできるように支援していただくようお願いいたします。

協議題第15号「学習者用端末の整備について」を上程。

江野ICT推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

児童・生徒用の学習者用端末の整備については、国の補助金を活用しながら、1人1台環境の整備を令和2年度に前倒しして実施することとし、その予算を5月の補正予算で計上し、認められたので、現在、端末の調達手続に入っているところである。端末の調達は一般競争入札により、7月17日に業者決定をする予定であるが、本件は取得総額が7,000万円以上であるため、市会の議決が必要な財産の取得となる。新型コロナウイルス感染症の新たな感染拡大の懸念がある中、学校休業の事態に備え、少しでも早く学習者用端末を調達し、学校休業中の児童・生徒の学びの機会を保障することが急務であることから、7月に市会の臨時会の開催が予定されることとなり、この臨時会に財産取得の議案を上程し、議決を得てまいりたいと考えている。これにより、子どもたちの学びの保障のための環境整備を当初予定よりも早期に実現できることとなる。なお、本件の市会提出予定の議案については、7月17日の業者決定後、速やかに市会提出となるため、教育長の急施専決処分を行ってまいりたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 インターネット環境がない人のためのルーターなどもこの費用に含まれているということでしょうか。

【中野下ICT推進担当課長】 この費用とは別で予算を確保しておりまして、手続に今入ろうとしているところでございます。一人一台端末に先行して、9月には納入される予定です。

【大竹委員】 分かりました。

【異委員】 市内の各学校の無線の環境は整っているのでしょうか。

【中野下ICT推進担当課長】 各教室に無線アクセスポイントをつける予算も確保しておりまして、既に手続に入っております。順次、工事に入り2月を納期として順番に設置していきます。

【異委員】 端末の導入が、このスケジュールでいくと、12月から3月ぐらいということで、無線LANが設置されたところから順にということでしょうか。

【中野下ICT推進担当課長】 そうです。無線LANに接続して機器の設定をする必要があります。

【異委員】 あと、今のところ、順次納品していったって3月末までかかるということなのですが、これをもう少し早められないのでしょうか。3学期までかかるということなので、

ある学校はもう先に納品して、ある学校はまだかかるということが生じてしまいます。

【中野下 I C T 推進担当課長】 16万台もの数の納入ですので、4つのブロックに分けて調達しています。4つのブロックに分けているものの、それぞれで、先ほど申し上げました無線アクセスポイント等の設定など、様々な手続きが必要でございます。できるだけ早くに学校で使えるように調整は進めてまいります。

【異委員】 時期的にインフルエンザや、コロナの第2波が懸念される時期かなと思ったので、端末が入ったところはオンラインでできるのにとということが起こりうるのかなと思ひ、少しその辺の公平性がどうかと思ひました。あと、今回の案件から少しずれるのですが、活用法について、リアルタイムで授業をするのか、復習とか予習をするのかとか、その辺もそろそろ決めていったほうがいいのかなどということも思ひました。

【平井委員】 納入が早まることはよいことなのですが、このスケジュール感に合わせて、I C T 担当と政策担当とで連携されて、オンラインを使った学習のシラバス化を早くしていく必要があると思ひます。I C T は教育のためのツールにすぎませんので、導入しても、結局、取り扱える先生と苦手な先生で、温度差が出てしまいます。従って、ある程度、事務局が中心になってこの教科のこのところでは I C T を使っていきましょうというような形で進めていく必要があると思ひます。強制ではなくて、自然に取り入れられるような形をつくる必要があると思ひるので、これは I C T 担当だけではなく、政策の担当と連携して作っていくことが必要だと思ひます。

【森末委員】 先ほど4ブロックごととおっしゃったのですが、契約単位は全市一括で1つですか。それとも4ブロックごとに契約しているのでしょうか。

【江野 I C T 推進担当部長】 4ブロックごとにそれぞれ契約しています。

【森末委員】 そうすると、Aブロック、Bブロックで違う業者が入るということは当然ありますよね。機種が違うこともあるわけですね。

【中野下 I C T 推進担当課長】 そうです。

【森末委員】 そういうことですか。なるほど。ただ、それについては、ブロックごとに、学校ごとに運用するから大丈夫だということでしょうか。

【中野下 I C T 推進担当課長】 そうです。

【森末委員】 分かりました。契約は7月28日か29日に議決が得られた後に正式契約をする、あるいは停止条件付で契約しておく、どちらでしょうか。

【中野下 I C T 推進担当課長】 議決後速やかに契約します。

【森末委員】 では、契約を28日、29日の後にすぐ締結されるということですね。

【中野下ICT推進担当課長】 そういうことでございます。

【山本教育長】 ICTの件は全国一斉でいろいろ取組を進めているところでございまして、全国一斉に業者に調達していくこととなりますので、なかなかこちらの思うようにはスピード感を持ってできない部分もあります。ただ、遅くとも年明けの2月ぐらいには体制が整うような形にして、できればもう少し早くなるように、また創意工夫はさせていただきたいと考えております。契約ですので、慎重さも必要となりますが、スピード感も持って考えたいと思います。

議案第59号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、中学校の主務教諭が準強制性交等により逮捕された件に係る懲戒処分に関する案件である。

処分内容は、地方公務員法第29条による懲戒処分として、免職とする。

本件の概要について、当該教諭は、平成30年10月13日の深夜から翌14日の未明にかけて、東京都港区内のホテルにおいて、成人男性を抗拒不能の状態にし、口腔性交を行った。警視庁高輪警察署から当時の校長に対して、当該教諭を準強制性交等の容疑で逮捕した旨の連絡が入り、その連絡を受けた校長が教育委員会事務局に報告したことにより、事案が発覚したところである。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第60号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

南港桜小学校長の休職に伴い、その後任人事として指導部総括指導主事、稲谷哲也を昇任で充ててまいりたい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
